

外国人技能実習生共同受入事業規約

アスミル事業協同組合

(目的)

第1条 この規約は、出入国管理及び難民認定法、関係省令並びに技能実習生の入国、在留管理に関する指針の定めるところにより、本組合が監理団体となって定款第7条第6号に掲げる事業（以下「外国人技能実習生共同受入事業」という。）の実施に必要な諸手続、方法その他の事項について定め、もって外国人技能実習生共同受入事業の適正な運営を図ることを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 本組合に外国人技能実習生共同受入事業の円滑な運営を図るため委員会を設置する。

2 委員会の組織及び運営に関する事項は別に定める。

(組合員の監理)

第3条 監理団体である本組合は、法令に定めるところにより、組合員である実習実施機関を監理する。

(送出し機関の選定)

第4条 本組合は、外国人技能実習生共同受入事業に係る送出し機関について総会で定める。

(実習実施機関の選定等)

第5条 この事業において、本組合は、その組合員が出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令等に規定する実習実施機関としての条件を満たしたときは、技能実習生を受け入れる。

2 既に技能実習生を受け入れている組合員が前項に規定する実習実施機関としての条件を満たさなくなったときは、本組合は速やかに技能実習生の意向を確認し、技能実習生が技能実習の継続を希望している場合は、その旨を本組合の主たる事務所を管轄する地方入国管理局に申し出るとともに、関係機関等の協力、指導等を受けて、新たな実習実施機関を探さなければならない。

(技能実習生受入れの申込み)

第6条 組合員は、技能実習生の受入れを希望するときは、本組合所定の技能

実習生受入申込書に必要な書類を添えて、本組合に申し込まなければならない。

2 前項の技能実習生受入申込書の様式及び必要な添付書類は、別に定める。

(経費の負担)

第7条 外国人技能実習生共同受入事業の実施に必要な経費に充てるため、本組合は実習実施機関となる組合員に対して、監理費及び技能実習生帰国費用を徴収することができる。なお、その額については、総会で定める。

(営利を目的とするあっせんの禁止)

第8条 本組合は、営利を目的として技能実習生のあっせんを行ってはならない。また、営利を目的とするあっせん機関を介在させてはならない。

(技能実習責任者等)

第9条 本組合は、外国人技能実習生共同受入事業の適正な実施のため、下記の技能実習責任者、指導員等を委嘱する。

- (1) 技能実習責任者
- (2) 相談指導員
- (3) 生活指導員
- (4) 技能実習指導員

2 技能実習責任者は、本組合の役員から選任し、実習実施機関への監査に積極的に関わり、技能実習の状況について把握する。

3 相談指導員は、技能実習生からの各種相談に対応するもので、技能実習生からの相談を受け付け、その相談内容を記録し、本組合へ報告する。

4 生活指導員は、実習中の生活面における指導を行い、その生活指導の内容について、本組合へ報告する。

5 技能実習指導員は、定期的に技能実習の実施状況を本組合へ報告する。

(技能実習計画書)

第10条 本組合は、技能実習を計画的・段階的に修得させるため、組合員と十分に意思疎通を図って、技能実習計画を策定する。

2 組合員は、技能実習計画書に従い実習を実施するものとする。

(技能実習生の管理)

第11条 組合員は、技能実習を行うため、労働安全衛生法に規定する安全衛生に必要な措置を講じた技能実習施設を確保しなければならない。

- 2 組合員は、健康で文化的な生活に必要な附帯設備を備えた宿泊施設を、技能実習生に貸与しなければならない。ただし、本組合がこれを提供する場合は、この限りでない。
- 3 本組合は、講習期間中において、技能実習生に対し、講習手当等を支給する。
- 4 組合員は、毎月、一定の期日に、技能実習生に対し、労働契約に基づく賃金を支給しなければならない。

(資格外・不法就労の禁止)

第12条 組合員は、いかなる場合であっても、技能実習生に技能実習計画書に定められた以外の就労行為をさせてはならない。

- 2 組合員は、不法就労者を雇用し、雇用をあっせんし、又は不法就労を容易にするなどの外国人の就労に係る不正な行為を行ってはならない。

(技能検定試験)

第13条 組合員は、出入国管理法及び難民認定法別表第一の二の表、技能実習2号口への移行を希望する技能実習生に対し、本組合の指定する機関における「修得技能等の評価システム」の技能検定試験等を受検させなければならない。

(技能実習生の一時帰国)

第14条 組合員は、技能実習生から一時帰国の申し出を受けたときは、直ちに本組合に報告し、本組合の指示に従い対応しなければならない。

(技能実習が継続できなくなった場合の取扱い)

第15条 組合員は、技能実習生が病気、犯罪、失踪等の理由により技能実習を継続できなくなった場合は、直ちに本組合に対してその事実を連絡するとともに、本組合の指示を受けて適切な処置を行わなければならない。また、組合員は、速やかに本組合に対し「事故報告書」を提出しなければならない。

(組合員に対する監査・調査等)

第16条 本組合は、実習実施機関である組合員に対し、法令に定められた頻度、役員による技能実習の監査を実施し、その結果を地方入国管理局へ報告する。また、役職員が1か月に1回以上、実習実施機関を訪問し、技能実習実施状況の確認及び指導を行う。

- 2 本組合は、技能実習の実施状況を調査するために必要があると認めるとき

は、組合員から必要事項について口頭又は文書で報告を聴取し、外国人技能実習生共同受入事業に関する施設を立ち入り調査し、技能実習生を含む関係者に質問し、及び外国人技能実習生共同受入事業に係る帳簿書類その他の物件を調査することができる。

- 3 本組合は、前項の調査等により組合員の行う技能実習が法令に違反し、又は技能実習計画書と異なることが明らかになったときには、組合員に対し、当該法令及び技能実習計画書に従って技能実習を実施するよう改善を命ずる。
- 4 組合員は、正当な理由がなく、本組合が行う第1項の規定に基づいて行う監査及び第2項の規定に基づいて行う調査等を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
- 5 本組合は、組合員が第3項の命令に従わないとき、又は前項にあたる事実があるとき、当該組合員の技能実習を終了させ、当該組合員の下で技能実習を行う技能実習生につき、新たな実習実施機関を探すものとする。また、そのために要した費用は当該組合員が負担する。

(地方入国管理局への報告)

第17条 本組合は、第14条の報告を受けたとき、前条1項の規定により監査を行ったとき、前条3項の規定により改善を命じたとき、前条5項に規定する事態となったとき、その他必要があると認めるときは、速やかに地方入国管理局に報告しなければならない。

(関係法令の遵守)

第18条 本組合及び組合員は、出入国管理及び難民認定法、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等関係法令並びに本規約を遵守するとともに、監理団体及び実習実施機関として責任をもって技能実習の適正な実施に努めなければならない。

(その他)

第19条 この規約に定めのない事項であつて、緊急かつ必要な事項は理事会で決定する。

附 則

この規約は、平成31年 月 日から施行する。

監理費表記載例(実習生の管理費を全て同じとする場合)

監理団体名：アスミル事業協同組合

所在地：滋賀県米原市間田289番地の1

責任者 役職・氏名：代表理事 松村 仁

| 監理費の種類 | 種別 | 監理費の種類 | 監理費 (合計値) | 監理費 (技能実習生1人あたり) | 備考 |
|--------|--------------|-------------------------|--------------|---------------------|--------------|
| 職業紹介費 | 人件費 | 募集及び選抜に要する人件費 | ¥300,000 | ¥25,000 | |
| | 交通費 | 募集及び選抜に要する交通費 | ¥300,000 | 年間交通費÷技能実習生数 | |
| | 外国の送出国へ支払う費用 | 送出国の送出国へ支払う費用 | ¥120,000 | ¥10,000 | 年間費用÷技能実習生数 |
| | | 外国の送出国へ支払う費用 | ¥180,000 | ¥15,000 | 協定費参照 |
| | その他 | その他(実習実地者との連絡・協議に要する費用) | ¥240,000 | ¥20,000 | |
| | 小計 | ¥1,140,000 | ¥95,000 | | |
| 講習費(※) | 施設使用料 | 施設使用料 | ¥60,000 | ¥5,000 | 施設使用料÷受講者数 |
| | 講師及び通訳への謝金 | 講師謝金 | ¥600,000 | ¥50,000 | 講師謝金÷受講者数 |
| | | 通訳謝金 | ¥120,000 | ¥10,000 | 通訳謝金÷受講者数 |
| | 教材費 | 教材費 | ¥60,000 | ¥5,000 | 実費 |
| | 技能実習生に支給する手当 | 講習手当 | ¥720,000 | ¥60,000 | 実費 |
| その他 | その他() | ¥60,000 | ¥5,000 | | |
| | 小計 | ¥1,620,000 | ¥135,000 | | |
| 監査指図書費 | 人件費 | 監査に要する人件費 | ¥1,800,000 | ¥150,000 | |
| | 交通費 | 監査に要する交通費 | ¥300,000 | ¥25,000 | 年間交通費÷技能実習生数 |
| | その他 | その他() | ¥180,000 | ¥15,000 | |
| | 小計 | | ¥2,280,000 | ¥190,000 | |
| | () | 技能実習生選抜に要する費用 | ¥720,000 | ¥60,000 | 実費 |
| () | 相談・支援に要する費用 | ¥180,000 | ¥15,000 | 実費 | |
| () | 人件費・事務諸経費 | ¥480,000 | ¥40,000 | | |
| () | その他() | ¥60,000 | ¥5,000 | | |
| | 小計 | ¥1,440,000 | ¥120,000 | | |
| | 合計 | ¥6,480,000 | ¥540,000 | | |

※金額については例示であり、費用については適切に精算し実費を徴収します。

※技能実習生1人当たりの業務紹介費は雇用関係の成立のあつせんに係る事務が生じた技能実習生数に基づき計上する。

団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等

1 農業関係(2職種6作業)

| コード | 職種 | 作業 | 取扱いの有無 |
|-------|------|-------|--------|
| 1-1-1 | 耕種農業 | 施設園芸 | |
| 1-1-2 | | 畑作・野菜 | |
| 1-1-3 | | 果樹 | |
| 1-2-1 | 畜産農業 | 養豚 | |
| 1-2-2 | | 養鶏 | |
| 1-2-3 | | 酪農 | |

2 漁業関係(2職種10作業)

| コード | 職種 | 作業 | 取扱いの有無 |
|-------|------|---------------|--------|
| 2-1-1 | 漁船漁業 | かつお一本釣り漁業 | |
| 2-1-2 | | 延縄漁業 | |
| 2-1-3 | | いか釣り漁業 | |
| 2-1-4 | | まき網漁業 | |
| 2-1-5 | | ひき網漁業 | |
| 2-1-6 | | 刺し網漁業 | |
| 2-1-7 | | 定置網漁業 | |
| 2-1-8 | | かに・えびかご漁業 | |
| 2-1-9 | | 棒受網漁業 | |
| 2-2-1 | 養殖業 | ほたてがい・まがき養殖作業 | |

3 建設関係(22職種33作業)

| コード | 職種 | 作業 | 取扱いの有無 |
|--------|------------|-----------------|--------|
| 3-1-1 | さく井 | パーカッション式さく井工事作業 | |
| 3-1-2 | | ロータリー式さく井工事作業 | |
| 3-2-1 | 建築板金 | ダクト板金作業 | |
| 3-2-2 | | 内外装板金作業 | |
| 3-3-1 | 冷凍空気調和機器施工 | 冷凍空気調和機器施工作業 | |
| 3-4-1 | 建具製作 | 木製建具手加工作業 | |
| 3-5-1 | 建築大工 | 大工工事作業 | |
| 3-6-1 | 型枠施工 | 型枠工事作業 | |
| 3-7-1 | 鉄筋施工 | 鉄筋組立て作業 | |
| 3-8-1 | とび | とび作業 | |
| 3-9-1 | 石材施工 | 石材加工作業 | |
| 3-9-2 | | 石張り作業 | |
| 3-10-1 | タイル張り | タイル張り作業 | |
| 3-11-1 | かわらぶき | かわらぶき作業 | |
| 3-12-1 | 左官 | 左官作業 | |
| 3-13-1 | 配管 | 建築配管作業 | レ |

| | | | |
|--------|------------|-----------------|--|
| 3-13-2 | | プラント配管作業 | |
| 3-14-1 | 熱絶縁施工 | 保温保冷工事作業 | |
| 3-15-1 | 内装仕上げ施工 | プラスチック系床仕上げ工事作業 | |
| 3-15-2 | | カーペット系床仕上げ工事作業 | |
| 3-15-3 | | 鋼製下地工事作業 | |
| 3-15-4 | | ボード仕上げ工事作業 | |
| 3-15-5 | | カーテン工事作業 | |
| 3-16-1 | サッシ施工 | ビル用サッシ施工作業 | |
| 3-17-1 | 防水施工 | シーリング防水工事作業 | |
| 3-18-1 | コンクリート圧送施工 | コンクリート圧送工事作業 | |
| 3-19-1 | ウェルポイント施工 | ウェルポイント工事作業 | |
| 3-20-1 | 表装 | 壁装作業 | |
| 3-21-1 | 建設機械施工 | 押土・整地作業 | |
| 3-21-2 | | 積込み作業 | |
| 3-21-3 | | 掘削作業 | |
| 3-21-4 | | 締固め作業 | |
| 3-22-1 | 築炉 | 築炉作業 | |

4 食品製造関係 (11 職種 18 作業)

| コード | 職種 | 作業 | 取扱いの有無 |
|--------|-----------------|-------------------|--------|
| 4-1-1 | 缶詰巻締 | 缶詰巻締 | |
| 4-2-1 | 食鳥処理加工業 | 食鳥処理加工作業 | |
| 4-3-1 | 加熱性水産加工食品製造業 | 節類製造 | |
| 4-3-2 | | 加熱乾製品製造 | |
| 4-3-3 | | 調味加工品製造 | |
| 4-3-4 | | くん製品製造 | |
| 4-4-1 | 非加熱性水産加工食品製造業 | 塩蔵品製造 | |
| 4-4-2 | | 乾製品製造 | |
| 4-4-3 | | 発酵食品製造 | |
| 4-4-4 | | 調理加工品製造 | |
| 4-4-5 | | 生食用加工品製造 | |
| 4-5-1 | 水産練り製品製造 | かまぼこ製品製造作業 | |
| 4-6-1 | 牛豚食肉処理加工業 | 牛豚部分肉製造作業 | |
| 4-7-1 | ハム・ソーセージ・ベーコン製造 | ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業 | |
| 4-8-1 | パン製造 | パン製造作業 | |
| 4-9-1 | そう菜製造業 | そう菜加工作業 | |
| 4-10-1 | 農産物漬物製造業 | 農産物漬物製造 | |
| 4-11-1 | 医療・福祉施設給食製造 | 医療・福祉施設給食製造 | レ |

5 繊維・衣服関係 (13 職種 22 作業)

| コード | 職種 | 作業 | 取扱いの有無 |
|-------|------|----------|--------|
| 5-1-1 | 紡績運転 | 前紡工程作業 | |
| 5-1-2 | | 精紡工程作業 | |
| 5-1-3 | | 巻糸工程作業 | |
| 5-1-4 | | 合ねん糸工程作業 | |
| 5-2-1 | 織布運転 | 準備工程作業 | |

| | | | |
|--------|------------|------------------|--|
| 5-2-2 | | 製織工程作業 | |
| 5-2-3 | | 仕上工程作業 | |
| 5-3-1 | 染色 | 糸浸染作業 | |
| 5-3-2 | | 織物・ニット浸染作業 | |
| 5-4-1 | ニット製品製造 | 靴下製造作業 | |
| 5-4-2 | | 丸編みニット製造作業 | |
| 5-5-1 | たて編ニット生地製造 | たて編ニット生地製造作業 | |
| 5-6-1 | 婦人子供服製造 | 婦人子供既製服縫製作業 | |
| 5-7-1 | 紳士服製造 | 紳士既製服製造作業 | |
| 5-8-1 | 下着類製造 | 下着類製造作業 | |
| 5-9-1 | 寝具製作 | 寝具製作作業 | |
| 5-10-1 | カーペット製造 | 織じゅうたん製造作業 | |
| 5-10-2 | | タフテッドカーペット製造作業 | |
| 5-10-3 | | ニードルパンチカーペット製造作業 | |
| 5-11-1 | 帆布製品製造 | 帆布製品製造作業 | |
| 5-12-1 | 布はく縫製 | ワイシャツ製造作業 | |
| 5-13-1 | 座席シート縫製 | 自動車シート縫製作業 | |

6 機械・金属関係 (17 職種 34 作業)

| コード | 職種 | 作業 | 取扱いの有無 |
|--------|--------------|-----------------|--------|
| 6-1-1 | 鋳造 | 鋳鉄鋳物鋳造作業 | |
| 6-1-2 | | 非鉄金属鋳物鋳造作業 | |
| 6-2-1 | 鍛造 | ハンマ型鍛造作業 | |
| 6-2-2 | | プレス型鍛造作業 | |
| 6-3-1 | ダイカスト | ホットチャンバダイカスト作業 | |
| 6-3-2 | | コールドチャンバダイカスト作業 | |
| 6-4-1 | 機械加工 | 普通旋盤作業 | |
| 6-4-2 | | フライス盤作業 | |
| 6-4-3 | | 数値制御旋盤作業 | |
| 6-4-4 | | マシニングセンタ作業 | レ |
| 6-5-1 | 金属プレス加工 | 金属プレス作業 | |
| 6-6-1 | 鉄工 | 構造物鉄工作業 | レ |
| 6-7-1 | 工場板金 | 機械板金作業 | |
| 6-8-1 | めっき | 電気めっき作業 | |
| 6-8-2 | | 溶融亜鉛めっき作業 | |
| 6-9-1 | アルミニウム陽極酸化処理 | 陽極酸化処理作業 | |
| 6-10-1 | 仕上げ | 治工具仕上げ作業 | |
| 6-10-2 | | 金型仕上げ作業 | |
| 6-10-3 | | 機械組立仕上げ作業 | |
| 6-11-1 | 機械検査 | 機械検査作業 | レ |
| 6-12-1 | 機械保全 | 機械系保全作業 | |
| 6-13-1 | 電子機器組立て | 電子機器組立て作業 | |
| 6-14-1 | 電気機器組立て | 回転電機組立て作業 | |
| 6-14-2 | | 変圧器組立て作業 | |
| 6-14-3 | | 配電盤・制御盤組立て作業 | |
| 6-14-4 | | 開閉制御器具組立て作業 | |

| | | | |
|--------|-----------------|--------------------|--|
| 6-14-5 | | 回転電機巻線製作作業 | |
| 6-15-1 | プリント配線板製造 | プリント配線板設計作業 | |
| 6-15-2 | | プリント配線板製造作業 | |
| 6-16-1 | アルミニウム圧延・押出製品製造 | 引抜加工 | |
| 6-16-2 | | 仕上げ | |
| 6-17-1 | 金属熱処理業 | 全体熱処理 | |
| 6-17-2 | | 表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化） | |
| 6-17-3 | | 部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理） | |

7 その他（21 職種 38 作業）

| コード | 職種 | 作業 | 取扱いの有無 |
|--------|------------|--------------|--------|
| 7-1-1 | 家具製作 | 家具手加工作業 | |
| 7-2-1 | 印刷 | オフセット印刷作業 | |
| 7-2-2 | | グラビア印刷作業 | |
| 7-3-1 | 製本 | 製本作業 | |
| 7-4-1 | プラスチック成形 | 圧縮成形作業 | |
| 7-4-2 | | 射出成形作業 | |
| 7-4-3 | | インフレーション成形作業 | |
| 7-4-4 | | ブロー成形作業 | |
| 7-5-1 | 強化プラスチック成形 | 手積み積層成形作業 | レ |
| 7-6-1 | 塗装 | 建築塗装作業 | |
| 7-6-2 | | 金属塗装作業 | |
| 7-6-3 | | 鋼橋塗装作業 | |
| 7-6-4 | | 噴霧塗装作業 | |
| 7-7-1 | 溶接 | 手溶接 | |
| 7-7-2 | | 半自動溶接 | |
| 7-8-1 | 工業包装 | 工業包装作業 | |
| 7-9-1 | 紙器・段ボール箱製造 | 印刷箱打抜き作業 | |
| 7-9-2 | | 印刷箱製箱作業 | |
| 7-9-3 | | 貼箱製造作業 | |
| 7-9-4 | | 段ボール箱製造作業 | |
| 7-10-1 | 陶磁器工業製品製造 | 機械ろくろ成形作業 | |
| 7-10-2 | | 圧力鑄込み成形作業 | |
| 7-10-3 | | パッド印刷作業 | |
| 7-11-1 | 自動車整備 | 自動車整備作業 | |
| 7-12-1 | ビルクリーニング | ビルクリーニング作業 | |
| 7-13-1 | 介護 | 介護 | レ |
| 7-14-1 | リネンサプライ | リネンサプライ仕上げ | |
| 7-15-1 | コンクリート製品製造 | コンクリート製品製造 | |
| 7-16-1 | 宿泊 | 接客・衛生管理作業 | |
| 7-17-1 | RPF 製造 | RPF 製造 | |
| 7-18-1 | 鉄道施設保守整備 | 軌道保守整備 | |
| 7-19-1 | ゴム製品製造 | 成型加工 | |
| 7-19-2 | | 押出し加工 | |
| 7-19-3 | | 混ぜ練り圧延加工 | |
| 7-19-4 | | 複合積層加工 | |

| | | | |
|--------|--------|------------|--|
| 7-20-1 | 鉄道車両整備 | 走行装置検修・解ぎ装 | |
| 7-20-2 | | 空気装置検修・解ぎ装 | |
| 7-21-1 | 木材加工 | 機械製材 | |

9 9 社内検定型の職種・作業（2 職種・4 作業）

| | | | |
|--------|--------------|--------------|--|
| 99-1-1 | 空港グランドハンドリング | 航空機地上支援 | |
| 99-1-2 | | 航空貨物取扱 | |
| 99-1-3 | | 客室清掃 | |
| 99-2-1 | ボイラーメンテナンス | ボイラーメンテナンス作業 | |

9 移行対象職種・作業以外の取扱職種

| コード | 取扱職種 | 取扱いの有無 |
|-----|------------|--------|
| 9-9 | 内燃機組立作業・林業 | レ |

(注意)

- 「取扱いの有無」の欄は、取扱いのある職種・作業についてチェックマークを付すこと。
- 9 欄の「移行対象職種・作業以外の取扱職種」については、1 欄から 7 欄までの移行対象職種・作業以外について取扱職種とするときに、その取扱職種の全てについて、端的に記載すること。

2024 年 8 月 1 日 作成

申請者の氏名又は名称 アスミル事業協同組合
 作成責任者 役職・氏名 代表理事 松村 仁